

# 保険者による事前点検を可能とする仕組み

## 目次

1. これまでの検討状況等	1
2. 具体的な仕組み	6
3. 手数料の試算	10
4. 検討課題及び今後のスケジュール案	13

平成26年12月5日

厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課

# 1. これまでの検討状況等

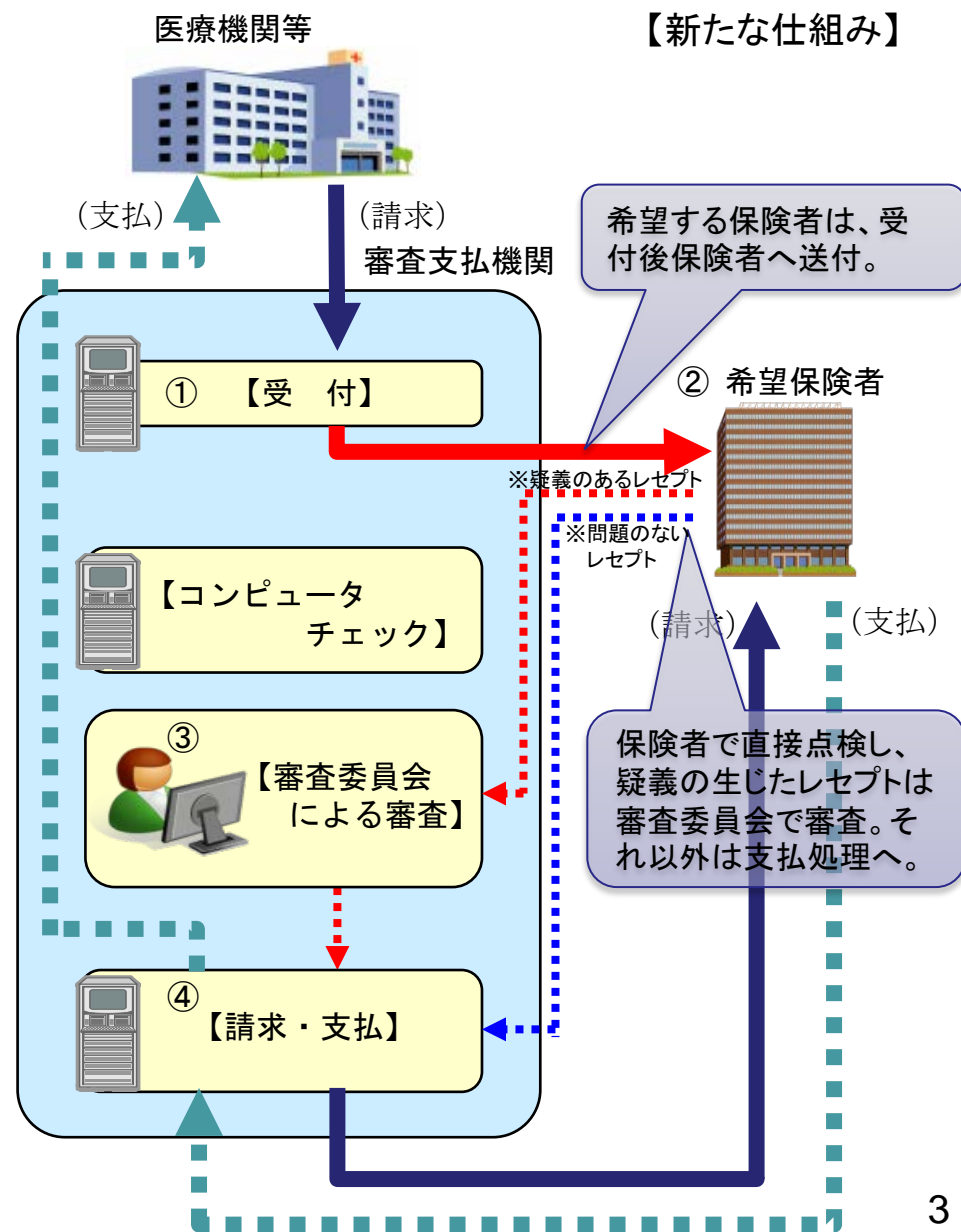
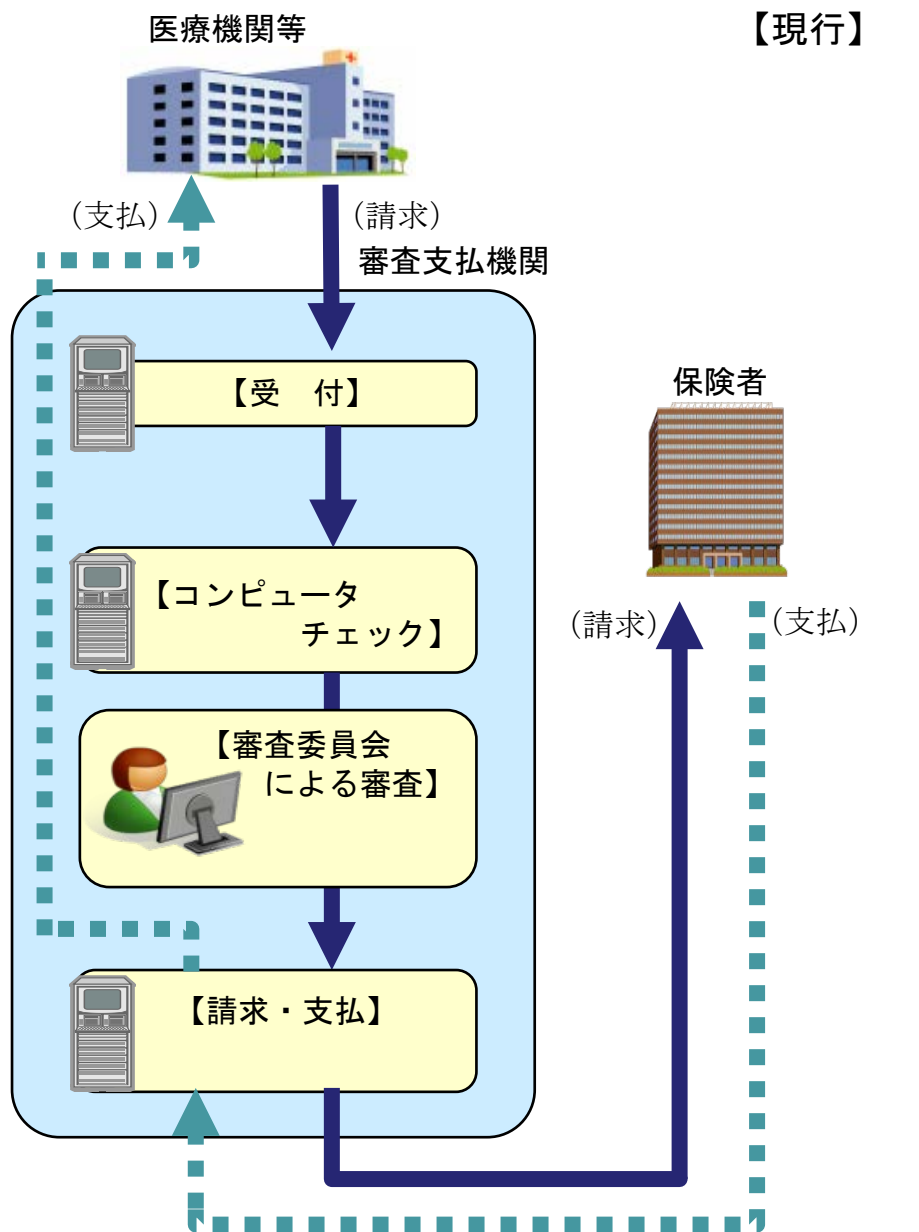
保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入

診療報酬明細書の審査については、まず審査支払機関が行い、その審査した  
ものについて保険者も請求内容の点検を行っている。

そのため、同じ診療報酬明細書について、審査支払機関が審査を行った後、  
保険者が同様の点検を行っており、効率的な運営となっていないとの指摘があ  
る。

したがって、現行法において、審査支払機関の審査の前に点検することを希  
望する保険者は、希望どおりに支払基金又は国保連が審査する前に請求内容の  
点検を行い、疑義がある診療報酬明細書のみを支払基金又は国保連に審査依頼  
を行うことが選択可能である。このことを前提として、審査支払業務の効率化  
を図るべきとの指摘を踏まえ、必要となるシステムの改修、保険者に周知すべ  
き手続内容、審査手数料の在り方等について検討を行い、結論を得る。

# 保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入(イメージ)



## 関係機関との打合せ状況

### 支払基金、国保中央会、厚生労働省保険局の三者による検討

平成26年 6月26日（理事長レベル打合せ）

○事前点検の仕組みについて、導入に要する費用その他の課題の整理

平成26年 8月 1日（担当者レベル打合せ）

平成26年 9月12日（ // ）

平成26年 9月30日（ // ）

○平成27年度予算概算要求の説明

○保険者による事前点検にかかる仕様の整理

- ・ 保険者へ送付前の審査支払機関におけるレセプトチェック範囲について
- ・ 希望保険者からの審査依頼されたレセプトの審査の範囲について
- ・ 保険者の事務点検の期間について
- ・ 制度運用上の課題 等

平成26年10月31日（担当者レベル打合せ）

○手数料の試算

平成26年11月25日（理事長レベル打合せ）

○手数料の試算

○課題の整理

○今後のスケジュール

## 保険者団体への説明

平成26年10月16日（健康保険組合連合会：診療報酬対策委員会）

○保険者による事前点検の仕組みの概要、保険者のメリット・デメリット、課題、今後のスケジュール等について

平成26年12月18日（健康保険組合連合会：診療報酬対策委員会）

○手数料試算、事務処理フロー、今後のスケジュール等について

※ その他、全国総合健康保険組合協議会へも厚労省より説明を実施。（12月3日）

※ 今後、関心を持つ保険者と更なる意見交換を行う予定。

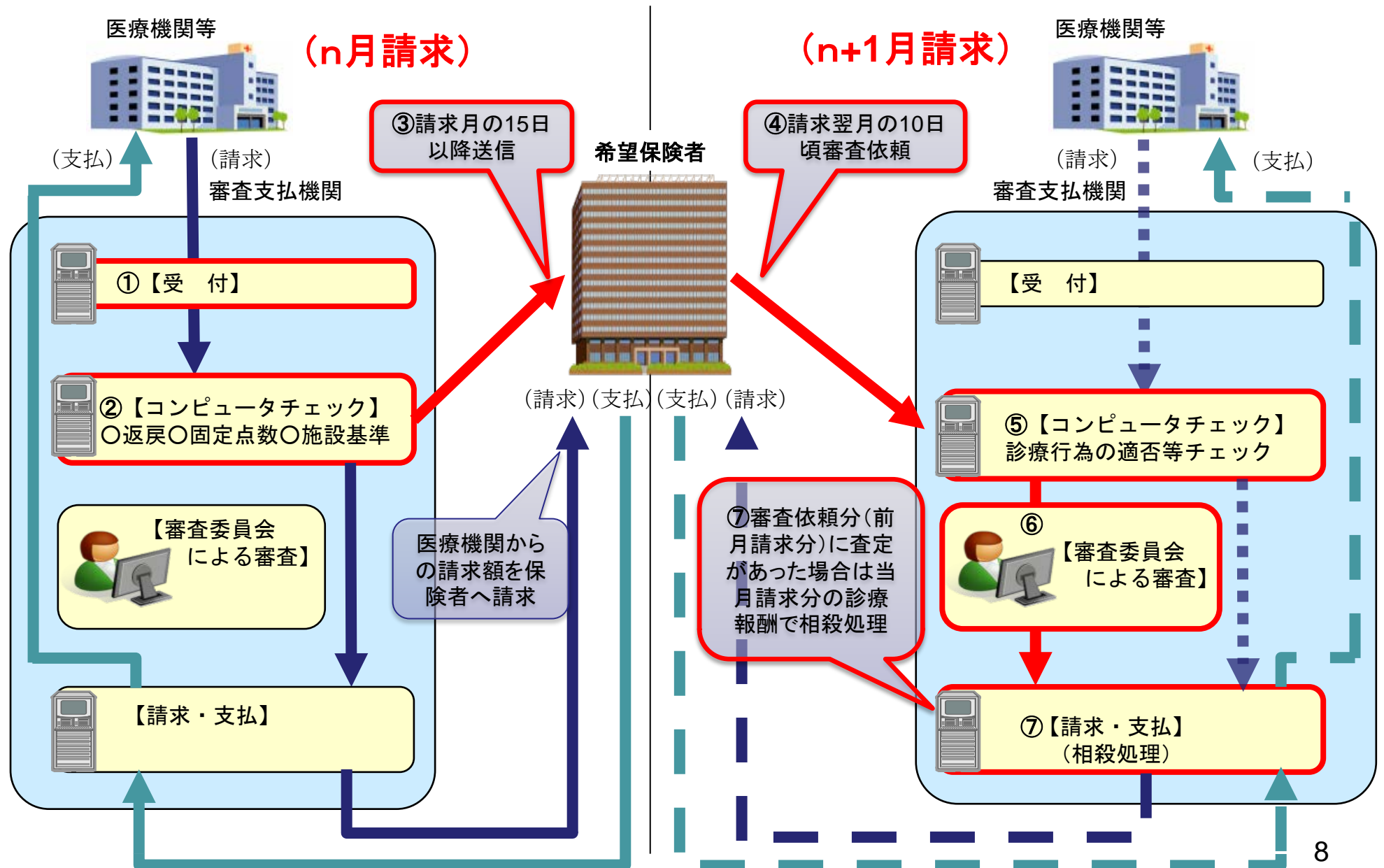
## 2. 具体的な仕組み

## 保険者による事前点検の具体的な仕組み(検討中のもの)

1. 事前点検対象レセプト ⇒ 電子レセプトの単独分レセプト(公費併用レセプト除く)
2. レセプトの授受方式 ⇒ オンライン請求(紙レセプト除く)
3. 審査依頼されたレセプトの審査範囲  
⇒ 申し出に係る部分も含め全ての内容の審査
4. 保険者に 送信する前のコンピュータチェック  
⇒ 以下を想定  
①フォーマット ②固定点数(薬価含む) ③施設基準
5. 点検期間 ⇒ 約1か月(レセプト送信後、翌月の10日頃まで)
6. 診療報酬の支払  
⇒ 医療機関からの請求額による概算払い  
(審査依頼分における査定額の調整は、請求額支払の翌月に調整)



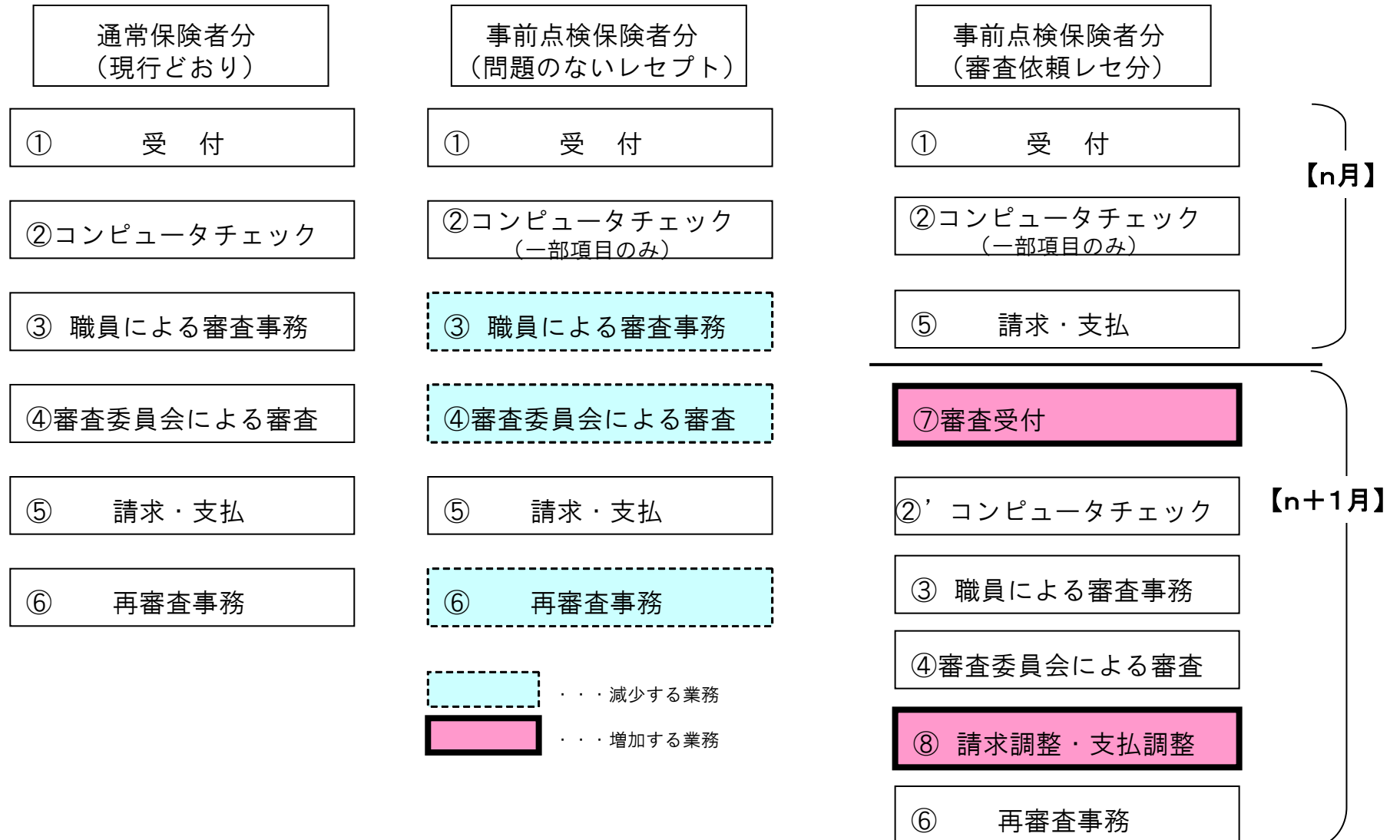
# 保険者による事前点検の具体的な仕組み(イメージ図)



※図についてはn月請求分のレセプトを中心に表している。

# 保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検する仕組みにおける業務処理フロー(案)

## ○ 業務処理フロー



### 3. 手数料の試算

## 保険者による事前点検における手数料試算

### 支払基金(健康保険組合の全レセプト件数の10%相当が利用する前提の試算)

- 1 疑義のないレセプトの手数料  
現行手数料のおおよそ8割程度 【H26平均手数料80.60円】
- 2 疑義のあるレセプトの手数料  
精査中

### 国保連(実績を参考に試算)

- 各連合会で異なるが、概ね次のような見込み
  - 1 疑義のないレセプトの手数料  
現行手数料のおおよそ8割程度 【H24平均手数料58.35円】
  - 2 疑義のあるレセプトの手数料  
精査中
- この仕組みに参加する保険者は、上記手数料のほかシステム関連経費に係る費用負担が生じる。全レセプト件数(支払基金については、健康保険組合の全レセプト件数)の10%相当の件数が利用する前提で、レセプト1件当たり約3円程度の負担が必要となる見込み。(全額保険者負担の場合)
- この仕組みに参加する保険者は、保険者側のシステム改修が必要な場合もあり得る。

## 手数料試算における留意事項

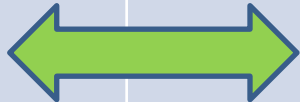

1. 手数料は、健康保険組合の全レセプト件数の約10%程度が参加する前提で試算したものであるが、保険者数(レセプト数)、審査依頼の件数等の多寡により、手数料の額及びシステム関連経費負担額は変動する。  
(基本的に参加保険者が多ければ下がり、少なければ高くなる(移行期間は別途設定する場合あり))
2. 手数料は、支払基金は平成26年度の審査支払手数料:80.60円、国保連は平成24年度実績:58.35円を基に試算したもの。  
また、この試算は、費用が件数比例で減少する前提で行ったが、実際には、審査支払機関と保険者との間で行われる毎年の手数料協議等を通じて精査の上、決定。
3. 国保連合会の手数料は各都道府県で異なる。

## 4. 検討課題及び今後のスケジュール案

## 現時点で考えられる主な課題

- (1) 保険者による事前点検(突合・縦覧点検含む)の担保
  - ・審査支払機関による突合・縦覧点検、医療機関単位の傾向チェックから外れる
  - ・事前点検をしない、又は不十分な場合には、医療費が増えるおそれ
- (2) 審査支払機関の組織体制の整備
  - ・希望する保険者の件数によっては、大幅な組織体制の変更の可能性
- (3) 審査の差異の発生
  - ・医療機関から見た場合、希望保険者と通常保険者との審査結果の差異が発生する可能性

## ○今後のスケジュール(案)

項目	11月	12月	1月	2~3月
関係団体説明				
保険者との 意見交換 (希望保険者の 意向確認)				
社会保障審議会 医療保険部会				